【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2023年7月3日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 姜 昇浩

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介

連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

【届出の対象とした募集内 グローバルX S&P500・カバード・コール ETF 国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 (1) 当初設定

国投資信託受益証券の金 8億円を上限とします。

額】 (2) 継続申込期間

50兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所

所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年10月19日付で提出した有価証券届出書(以下「原有価証券届出書」)の記載事項を、有価証券報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

. 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(1)の委託者であり、 受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マス タートラスト信託銀行株式会 社)	信託契約(1)の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約(2)に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

- 1:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託 約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社お よび受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 2:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

- <委託会社等の概況(2022年7月末日現在)>
- ・資本金の額 25億円
- ・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第3174号)

大株主の状況

<u> </u>			
名 称	住 所	所有	比率
		株式数	
Global X Management Company,	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New	250,000株	50%
Inc.	York, NY, U.S.A.	200,0001/1	30 70
大和アセットマネジメント株式会 社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

<訂正後>

名 称	関係業務の内容
-----	---------

Global X Japan株式会社(E35933) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		可止有侧弧分组以管(八
委託会社		当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(1)の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マス タートラスト信託銀行株式会 社)	信託契約(1)の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約(2)に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

- 1:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託 約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社お よび受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 2:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

- <委託会社等の概況(2023年4月末日現在)>
- ・資本金の額 25億円
- ・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第3174号)

・大株主の状況

- (N-Z-3-)(N-C			
名 称	住 所	所有 株式数	比率
		イインスス	
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

2【投資方針】

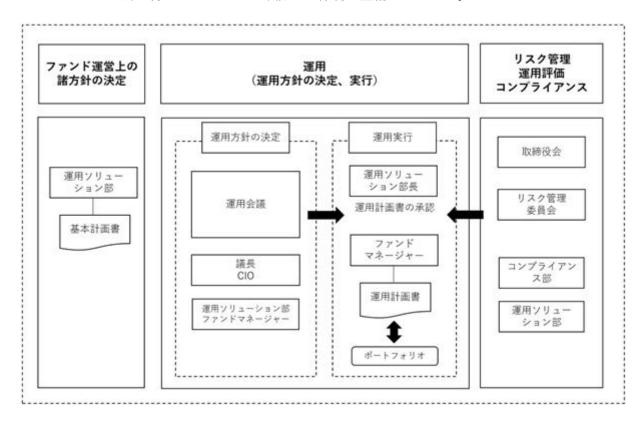
(3)【運用体制】

<訂正前>

運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

- イ.ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- 口.ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 八. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長 (CIO) が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

口.基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ.コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ.リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

八.内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

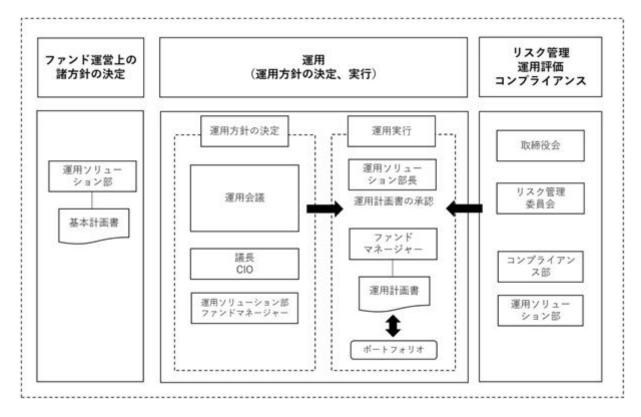
上記の運用体制は2022年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<訂正後>

運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

- イ.ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- 口.ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- 八. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長 (CIO) が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

口.基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定され た基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファン ドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項と の整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ・コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ない ます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員 会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託 財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監 査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ.リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方 針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基 本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後 チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューショ ン部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

八.内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有 効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有 します。

上記の運用体制は2023年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。した がって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に 基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さ いますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期 的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合に は、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準 価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した 場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

外国証券への投資に伴うリスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの 変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その 他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レー トが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあり ます。

当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないませ ん。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または 取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った 運用が困難となることがあります。

カバードコール戦略の利用に伴うリスク

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価水準、権利行使価格、株価変動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、変動します。

株価水準や株価変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

株式カバードコール戦略では、株価が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、株式のみに 投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、株価が下 落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は株価に比べて緩やかになる可能性が あります。

その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- 八.市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- 二.コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能 性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付け・ご換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付けの申込みの受付けを取消すことがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢 から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

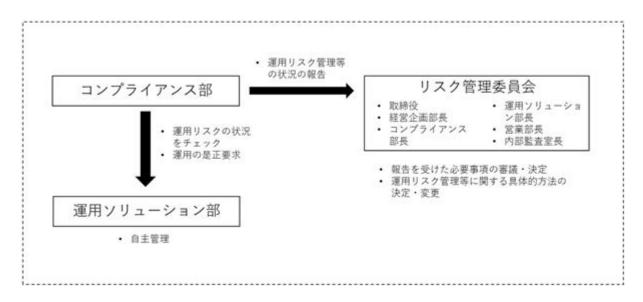
指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

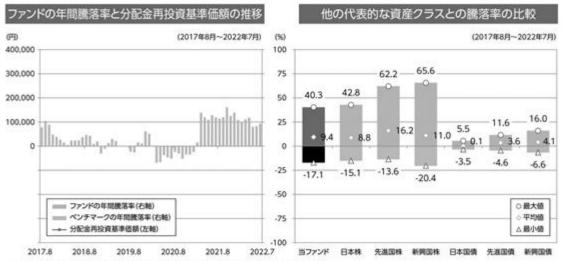


流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株: Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)

先進国株: Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)

新興国株: Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース) 日本国債: Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)

先進国債: Morningstarグローパル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)

新興国債: Morningstar新興国ソプリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar、Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当る、特に当ファンドに投資することの当ろ、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な機落率と運動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス)と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は熱示を関わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解的時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行りず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、問抵損害または起果損害(後失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

<訂正後>

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

Global X Japan株式会社(E35933)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または 取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った 運用が困難となることがあります。

カバードコール戦略の利用に伴うリスク

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価水準、権利行使価格、株価変動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、変動します。

株価水準や株価変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

株式カバードコール戦略では、株価が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、株式のみに 投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、株価が下 落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は株価に比べて緩やかになる可能性が あります。

その他

- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- 八.市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- 二.コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付け・ご換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付けの申込みの受付けを取消すことがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢 から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

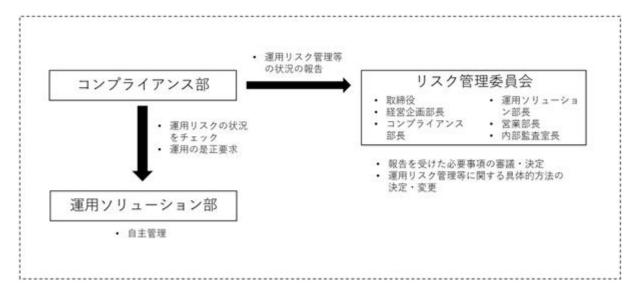
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。



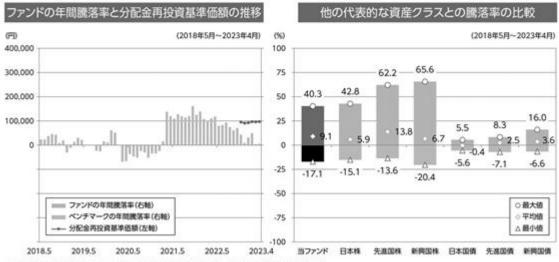
流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株: Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ペース)

先進国株: Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)

新興国株: Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)

日本国債: Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ペース) 先進国債: Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ペース)

新興国債: Morningstar新興国ソプリン債指数(税引前利子込み、円ペース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar、Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc. が支配する会社 (これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。 Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な機落率と連動するMorningstarのインデックス (以下「Morningstarインデックス]と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。 当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。 Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの設备のニーズを考慮する義務を負いません。 Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの資約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。 Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。 Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤摩、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行りず、また商品性をあいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、問股損害または結果損害(後失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ.受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益(譲渡益)については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税 15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

口, 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による 源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

- 収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することがで きます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択します。

八.損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

法人の投資者に対する課税

イ.受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得 と合算して課税されます。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収 されます。 なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ()上記は、2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ.受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益(譲渡益)については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日ま

Global X Japan株式会社(E35933)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

で基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税 15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による 源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択します。

八.損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

法人の投資者に対する課税

イ.受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得 と合算して課税されます。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収 されます。 なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ()上記は、2023年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更に なることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

< 更新・訂正後 > (1)【投資状況】

投資状況

2023年4月末日現在

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		979,219,485	100.92
	内 アメリカ	979,219,485	100.92
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		8,928,915	0.92
純資産総額		970,290,570	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

2023年4月末日現在

順位	銘柄名	通貨地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率 (%) 償還期限 (年/月/ 日)	投資 比率 (%)
1	GLOBAL X S&P 500 COVE CALL	アメリカ・ ドル	投資信 託受益	180,930	5,442.53	5,412.14	-	100.92
	E	アメリカ	証券		984,717,111	979,219,485	-	

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

2023年4月末日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	100.92
合計	100.92

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券 取引所 市場相場
-----------------------	-----------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------

<u>訂正有価証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

2022年11月末日	466,937,299	-	952.93	ı	952
12月末日	445,393,080	-	908.97	-	899
2023年1月末日	491,464,303	-	910.12	1	907
2月末日	585,988,164	-	945.14	-	947
3月末日	911,379,382	-	929.98	-	928
第1特定期間末	002 655 706	040 405 706	024 00	020.00	024
(2023年4月10日)	902,655,706	910,495,706	921.08	929.08	924
4月末日	970,290,570	-	932.97	-	938

⁽注)特定期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	36.00

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	4.3

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,190,000	210,000

⁽注)第1特定期間の設定口数には当初設定数量を含みます。

(参考情報)運用実績

● グローバルX S&P500・カバード・コール ETF

2023年4月28日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



2023/4/10	800円
2023/3/10	600円
2023/2/10	700円
2023/1/10	1,500円
2023/1/10	1,500円

100口当たり、税引前

バフォーマンス					
	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	+0.32%	+2.64%	\$ 1001 \$		-6.70%
分配金再投資基準価額	+1.19%	+6.75%		10000	-2.97%
Cboe S&P 500 BuyWrite Index(円換算)	+1.53%	+7.83%			-2.40%

		対運用資産残高比
		合計:100.92%
00.92%	-	-

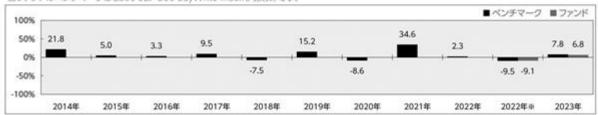
***	***	***
-		
	00.92%	00.92%

分配の推移

「分配金再投資基準価額」は、分配金(根引削)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上のChoe S&P 500 BuyWrite Index(円換算)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変数します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

年間収益率の推移

当ファンドのペンチマークはChoe S&P 500 BuyWrite Index(円換算)です。



- ・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
- ・2022年※は設定日(11月4日)から12月30日まで、2023年は4月28日までの標落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2022年11月4日から2023年4月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバルX S&P500·カバード・コール ETF】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	当期 2023年4月10日現在
資産の部	
流動資産	
預金	7,977,527
金銭信託	833,648
投資信託受益証券	901,727,450
流動資産合計	910,538,625
資産合計	910,538,625
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	7,840,000
未払受託者報酬	19,914
未払委託者報酬	7,968
その他未払費用	15,037
流動負債合計	7,882,919
負債合計	7,882,919
純資産の部	
元本等	
元本	980,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	77,344,294
(分配準備積立金)	28,968
元本等合計	902,655,706
純資産合計	902,655,706
負債純資産合計	910,538,625

(2)【損益及び剰余金計算書】

当期 白 2022年11日4日

(単位:円)

	自 至	当期 2022年11月4日 2023年4月10日
営業収益		
受取配当金		24,847,656
受取利息		5,240
有価証券売買等損益		9,297,547
為替差損益		46,167,209
営業収益合計		12,016,766
営業費用		
受託者報酬		65,480
委託者報酬		26,189
その他費用		372,259
営業費用合計		463,928
営業利益又は営業損失()		12,480,694
経常利益又は経常損失()		12,480,694
当期純利益又は当期純損失()		12,480,694
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解		_
約に伴う当期純損失金額の分配額()		
期首剰余金又は期首欠損金()		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,975,800
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		11,975,800
剰余金減少額又は欠損金増加額		52,479,400
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		52,479,400
分配金		24,360,000
期末剰余金又は期末欠損金()		77,344,294

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

$\stackrel{\sim}{\vdash}$	は、 一切では、 一切	
	括口	当期
	項目	自 2022年11月4日
1		至 2023年4月10日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配 相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と 認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合 理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合 理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.	デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において 為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲 値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つ の日の仲値をもとに計算しております。
3.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 しております。
4 .	その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準
		外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年 総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって 記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及 び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の 割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の 外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益 とする計理処理を採用しております。
		(2)特定期間
		当ファンドの当特定期間は、2022年11月4日から2023年4月10日までとなっ ております。

(貸借対照表に関する注記)

<u> </u>			
	項目	当期	
	境口	2023年4月10日現在	
1.	期首元本額	200,000,000円	
	期中追加設定元本額	990,000,000円	
	期中一部解約元本額	210,000,000円	
2.	特定期間末日における受益権の総数	980,000□	

3. 元本の欠損

貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 77,344,294円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(頂血及び利尔並可昇自に関する圧化))// HD
	当期
項目	自 2022年11月4日
	至 2023年4月10日
1. その他費用	主に、分配金支払事務手数料であります。
2. 分配金の計算過程	(自2022年11月4日 至2023年1月10日)
	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益
	金から支払利息を控除した当期配当等収益額(7,607,736円)及び分配準備
	 積立金(0円)の合計額から、経費(37,837円)を控除して計算される分配
	対象額は7,569,899円(100口当たり1,544円)であり、うち7,350,000円
	(100口当たり1,500円)を分配金額としております。
	(**************************************
	(自2023年1月11日 至2023年2月10日)
	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益
	金から支払利息を控除した当期配当等収益額(4,185,574円)及び分配準備
	積立金(219,899円)の合計額から、経費(18,641円)を控除して計算され
	る分配対象額は4,386,832円(100口当たり743円)であり、うち4,130,000
	円(100口当たり700円)を分配金額としております。
	「「(100口当たり700円)を対配金額としてのりより。
	(自2023年2月11日 至2023年3月10日)
	(日2023年2月11日 至2023年3月10日)
	金から支払利息を控除した当期配当等収益額(5,236,058円)及び分配準備
	積立金(256,832円)の合計額から、経費(22,514円)を控除して計算され
	る分配対象額は5,470,376円(100口当たり651円)であり、うち5,040,000
	円(100口当たり600円)を分配金額としております。
	(D0000/T0 D44 D
	(自2023年3月11日 至2023年4月10日)
	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益
	金から支払利息を控除した当期配当等収益額(7,823,528円)及び分配準備
	積立金(430,376円)の合計額から、経費(384,936円)を控除して計算さ
	れる分配対象額は7,868,968円(100口当たり802円)であり、うち
	7,840,000円(100口当たり800円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	当期
項目	自 2022年11月4日
	至 2023年4月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定め る証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に 従っております。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2. 金融商品の内容及びリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、 金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注 記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスク は、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクで あります。

外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約 款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に 行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目		当期
	以 日	2023年4月10日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表計	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価と
	上額との差額	の差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことか ら、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

20.00000000000000000000000000000000000		
	当期	
	2023年4月10日現在	
種類	最終計算期間の	
	損益に含まれた	
	評価差額(円)	
投資信託受益証券	15,480,640	
合計	15,480,640	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当期
	2023年4月10日現在
1口当たり純資産額	921.08円
(100口当たり純資産額)	(92,108円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益	アメリカ・ドル	GLOBAL X S&P 500 COVE	167 420 000	6 700 222 200	
証券		CALL E	167,430.000	6,799,332.300	
	アメリカ・ドル	小計	167,430.000	6,799,332.300	
				(901,727,450)	
投資信託受益証	[券 合計		167,430	901,727,450	
				(901,727,450)	
合計				901,727,450	
				(901,727,450)	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3 . 外貨建有価証券の内訳

			組入	有価証券の
文化	◇ 夕 ∤ ∓ ※ 力		投資信託受益証券	合計金額に
通貨	銘柄数		時価比率	対する比率
			(%)	(%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	1銘柄	100.00	100.00

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

2023年4月末日現在

資産総額	1,040,563,280円
負債総額	70,272,710円
純資産総額(-)	970,290,570円
発行済数量	1,040,000□
1単位当たり純資産額(/)	932.97円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額

2022年7月末日現在

資本金の額 25億円 発行可能株式総数 50万株 発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月資本金10億円に増資2020年 2月資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.商品会議

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

口.運用会議

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

二.リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

< 訂正後 >

a. 資本金の額

2023年4月末日現在

資本金の額 25億円 発行可能株式総数 50万株 発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月資本金10億円に増資2020年 2月資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ、商品会議

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

口. 運用会議

運用ソリューション部長(CIO)が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

二.リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額(単位:百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	<u>21</u>	<u>69,050</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	<u>21</u>	<u>69,050</u>

<訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額(単位:百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	<u>29</u>	<u>111,735</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	<u>29</u>	<u>111,735</u>

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第 1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3.財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)
 資産の部				
流動資産				
現金・預金		4,149,115		3,888,170
未収委託者報酬		43,757		112,860
未収収益		91,749		57,770
未収入金		5,349		5,975
前払費用		16,107		16,755
その他		1,129		7,699
流動資産合計		4,307,209		4,089,232
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	12,089	1	11,047
器具備品	1	15,793	1	8,658
建設仮勘定		-		13,929
有形固定資産合計		27,883		33,634
無形固定資産				
ソフトウェア		43,423		26,794
無形固定資産合計		43,423		26,794
投資その他の資産				
長期差入保証金		27,588		77,028
投資その他の資産合計		27,588		77,028
固定資産合計		98,894		137,457
資産合計		4,406,104		4,226,689

(単位:千円)

				(十四・113)
		前事業年度		当事業年度
		(2022年3月31日)	(2023年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
未払金	2	37,283	2	100,272
未払法人税等		15,664		14,261
賞与引当金		-		17,806
役員賞与引当金		-		12,041
その他		3,906		6,001
流動負債合計		56,854		150,383
固定負債				
固定負債合計		-		-
負債合計		56,854		150,383
純資産の部				
株主資本				
資本金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金				
資本準備金		2,500,000		2,500,000
資本剰余金合計		2,500,000		2,500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金		650,749		923,694
繰越利益剰余金		650,749		923,694
利益剰余金合計		650,749		923,694
株主資本合計		4,349,250		4,076,305
評価・換算差額等		•		•
評価・換算差額等合計		-		-
純資産合計		4,349,250		4,076,305
負債・純資産合計		4,406,104	1	4,226,689

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日		(単位:千円) 当事業年度 (自 2022年4月1日
24 214 HD 24		至 2022年3月31日)		至 2023年3月31日)
営業収益		404 040		007.400
委託者報酬		161,043		237,122
その他営業収益		318,321		412,795
営業収益計		479,364		649,918
営業費用				
委託計算費		127,163		213,781
広告宣伝費		28,214		36,735
調査費		26,987		33,180
通信費		9,640		13,767
協会費		807		1,312
営業雑経費 -		4,307		14,561
営業費用合計		197,120		313,337
一般管理費				
役員報酬		106,625		148,588
給与		124,776		183,340
賞与		56,669		32,933
賞与引当金繰入		-		17,806
役員賞与引当金繰入		-		12,041
福利厚生費		28,437		42,981
交際費		9,744		19,899
旅費交通費		3,875		16,899
租税公課		29,865		27,831
業務委託費		20,368		14,448
不動産賃借料		41,265		42,844
固定資産減価償却費	1	20,497	1	28,499
支払報酬		10,387		8,397
諸経費		9,832		13,592
一般管理費合計		462,345		610,104
営業損失()		180,101		273,524
当業外収益 一		100,101		2.0,02.
受取利息		41		40
その他		20,356		1,515
营業外収益計	2	20,453	2	1,555
営業外費用		20,400		1,000
ら 為替差損		107		84
一一一点,一点点,一点点,一点点,一点点,一点点,一点点,一点点,一点点,一点		162		84
ら来が真か可して、 経常損失()		159,810		272,053
特別損失		778		212,000
		160,589		272,053
祝引前当期純損矢() 法人税、住民税及び事業税		956		891
法人税等合計		956		891
当期純損失()		161,546		272,944

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:千円)

					(単位:十円)		
		株主資本						
	資本金	資本金 資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	資本剩余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剩余金 合計	8 1 −		
当期首残高	2, 500, 000	2, 500, 000	2, 500, 000	△ 489, 203	△ 489, 203	4, 510, 796		
当期変動額								
剰余金の配当						-		
当期純損失				△ 161,546	△ 161,546	△ 161, 546		
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)						-		
当期変動額合計	-	-	-	△ 161,546	△ 161,546	△ 161, 546		
当期末残高	2, 500, 000	2,500,000	2,500,000	△ 650,749	△ 650, 749	4, 349, 250		

	97 p1	評価・換算差額等					
	その他有価 証券評価差 額金	繰越ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計				
当期首残高	-	_	-	4, 510, 796			
当期変動額							
剰余金の配当				-			
当期純損失				△ 161,546			
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)				-			
当期変動額合計	-	-	_	△ 161,546			
当期末残高	_	_	-	4, 349, 250			

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位:千円)

						(単位:十円)		
	株主資本							
	資本金	資本東	前余金	利益薬	株主資本合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剩余金合 計			
				繰越利益剰余 金				
当期首残高	2, 500, 000	2, 500, 000	2, 500, 000	△ 650,749	△ 650,749	4, 349, 250		
当期変動額								
剰余金の配当						_		
当期純損失				△ 272,944	△ 272, 944	△ 272,944		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						-		
当期変動額合計	_	_	_	△ 272,944	△ 272, 944	△ 272,944		
当期末残高	2, 500, 000	2, 500, 000	2, 500, 000	△ 923, 694	△ 923, 694	4, 076, 305		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰越ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	_	_	_	4, 349, 250
当期変動額				
剰余金の配当				_
当期純損失				△ 272,944
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)				_
当期変動額合計	_	_	_	△ 272,944
当期末残高	_	_	_	4, 076, 305

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によっております。

(1) 有形固定資産

建物・附属設備定額法10~15年器具備品定率法5~15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア 定額法 5年

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(追加情報)

当事業年度より支給見込み額を合理的に見積もることが可能となったため、「賞与引当金」として計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(追加情報)

当事業年度より支給見込み額を合理的に見積もることが可能となったため、「役員賞与引当金」として計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

[時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用]

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当期の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	2,149千円	3,192千円
器具備品	17,163千円	18,064千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
———————— 未払金	11,778千円	17,899千円

(損益計算書関係)

1 減価償却実施額

-	WALL DESCRIPTION		
•		前事業年度	当事業年度
		(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
		至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
•	有形固定資産	8,603千円	8,870千円
	無形固定資産	11,893千円	19,628千円

2 営業外収益の主要項目

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に東京都からの補助金と大和アセットマネジメントからの返金(BPO業務縮小に伴う解決金7,036千円、退職金の払戻3,270千円)です。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に税還付金1,515千円です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末			
	株 式 数	増加株式数	減少株式数	株	式	数	
普通株式	500	-	-			500	
合 計	500	-	-			500	

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事	業年	夏末
	株 式 数	増加株式数	減少株式数	株	式	数
普通株式	500	-	-			500
合 計	500	-	-			500

2.配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、信用格付の極めて高い国内銀行の普通預金として預け入れしております。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

()価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

- 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 前事業年度(2022年3月31日)
 - (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
 - (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間(1年以内)で決済される ため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2023年3月31日)

- (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- (2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が237,122千円、販売サポート業務が412,795千円であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	米国	合計		
161,043	318,321	479,364		

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益				
Global X Management	318,321				
Company LLC	310,321				

(注)当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略 しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	米国	その他	合計
237,122	412,181	614	649,918

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	412,181

(注)当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

[関連当事者との取引]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.親会社及び法人主要株主等

属性	A150		資本金または		議決権等の	関係	系内容		田 コ 今 姑		如十段方
	会社等の 名称	住所	出資金 (百万円)	事業の内容	所有(被所 有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	大和アセット マネジメント 株式会社	東京都千代田区	15,174百万円	資産 運用業	(被所有) 直接 40%	あり		出向者負担 金の支払い (注1)	131,246	未払金	11,778

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社学の	接社等の 名称 住所 資本金または 当業の 所有(被所 有)割合 役員の 事業上	町引今類		期末残高						
					有)割合			取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の 関係会社 の子会社	Global X Management Company LLC	米国	515百万ドル	資産 運用業		あり	販売支援	販売支援 (注1)	318,321	未収収益	91,749

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社 等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応 じたフィーを受領しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.親会社及び法人主要株主等

属性	会社学の		資本金または		議決権等の	関係	系内容		取引金額		期末残高
	会社等の 名称	住所	所 出資金 (百万円)	事業の 内容	所有(被所 有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の関係会社	大和アセット マネジメント 株式会社	東京都千代田区	15,174	資産 運用業	(被所有) 直接 40%	あり		出向者負担 金の支払い (注1)	218,167	未払金	17,899

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容			取引金額		期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係	取引内容	(千円)	科目	(千円)
その他の 関係会社 の子会社	Global X Management Company LLC	米国	82,414	資産 運用業		あり	販売支援	販売支援 (注1)	412,181	未収収益	112,246

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社 等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応 じたフィーを受領しております。

[1株当たり情報]

前事業年度	当事業年度		
(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日		
至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)		
1株当たり純資産額 8,698.50円	1株当たり純資産額 8,152.61円		
1株当たり当期純損失() 323.09円	1株当たり当期純損失() 545.88円		

(注1)潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自2021年4月1日	(自2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
当期純損失 (千円)	161,546	272,944
普通株式の期中平均株式数(株)	500,000	500,000

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円 (2022年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託 業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位:百万円	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	
	(2022年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金
BNPパリバ証券株式会社	102,025	融商品取引業を営んでいます。
	(2022年3月末日現在)	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額:10,000百万円(2022年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信

託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管すること

を目的とします。

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円(2023年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託 業務を営んでいます。

(2) 販売会社

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	_	
名称	資本金の額 単位:百万円 <u>(2023年3月</u>	事業の内容
	<u>末日現在)</u>	
大和証券株式会社	100,000	
BNPパリバ証券株式会社	102,025	
	(2022年3月末日現在)	
BofA証券株式会社	<u>83,140</u>	
	(2022年12月末日現在)	
エービーエヌ・アムロ・クリ	5,505	金融商品取引法に定める第一種金
アリング証券株式会社	(2022年12月末日現在)	融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券	83,616	
株式会社	(2022年12月末日現在)	
バークレイズ証券株式会社	38,945	
	(2022年12月末日現在)	
野村證券株式会社	<u>10,000</u>	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の 計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資本金の額:10,000百万円(2023年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信

託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管すること

を目的とします。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

Global X Japan株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

鈴木 崇雄

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

深井 康治

監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルX S&P500・カバード・コール ETFの2022年11月4日から2023年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルX S&P500・カバード・コール ETFの2023年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Global X Japan株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実 性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸 表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務 諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

Global X Japan株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 Global X Japan株式会社(E35933) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



独立監査人の監査報告書

2023年 5 月26日

Global X Japan株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 間瀬 友未

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 深井 康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社 等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの 第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計 方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、Global X Japan株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度 の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監 査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当 監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人と してのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監 査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企 業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ る。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。